

身体的拘束最小化に関する当院の基本方針

基本方針

1. 身体拘束は原則禁止します。
2. 身体拘束の3原則（切迫性・非代替性・一時性）のすべての要件が満たされなければ身体拘束は行いません。
3. 身体拘束の必要性について助産師・看護師で判断し、医師の指示を仰ぎます。
4. 身体拘束をしないために何が必要か、多職種で考えます。
5. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、患者さんご本人とご家族に説明を行い、同意を求めます。

※身体拘束とは

身体拘束とは、道具を用いて一時的に対象者の身体を拘束し、その運動・行動を制限することを言います。その道具はミトン・抑制帯・ベッドの4点柵・介護衣の着用などで、過剰な薬物投与も拘束にあたります。

事故防止を目的とした離床センサー等の装着や移動時などの固定ベルトの使用は該当しません。

※帝王切開時など手術時に必要となる身体的拘束について

帝王切開（特に緊急帝王切開）などでは、安全に手術を行うために手術台上での体位保持や転落防止を目的として最小限の固定を行います。

これは、手術操作をする上で安全確保が必要であるため、術中の不随意運動による危険を防ぐため、といった医療安全上の理由によるもので、一般的な「身体的拘束」とは目的も性質も異なる医療行為です。その際も固定は必要最小限にとどめ、手術終了後は速やかに解除いたします。

身体的拘束を行わないための取り組み

当院では、身体的拘束を避けるために、次のようなケアを積極的に行っています。

- ・ 環境調整（照明・騒音・ベッド周囲の安全確保）
- ・ 丁寧な説明とコミュニケーション
- ・ 見守りの強化
- ・ せん妄予防・疼痛管理の徹底
- ・ 転倒・転落予防策の実施
- ・ 家族との協力体制の構築

身体拘束最小化のための体制

1. 身体拘束最小化委員会を設置しています。組織のトップである院長、病棟師長、助産師など各専門職が集まって身体拘束の廃止に取り組みます。
2. 身体拘束最小化委員会は身体拘束の現状の把握（実施件数、内容、薬物の使用）、指針の修正、職員への周知を行います。

安全で尊厳ある医療のために

当院は、患者さまが安心して治療を受けられる環境づくりを最優先に考え、今後も身体的拘束の最小化に向けた取り組みを継続してまいります。